

三種町人事行政の運営等の状況

平成26年9月30日

第1 任免及び職員数に関する状況

1 平成25年度職員別退職者

(単位:人)

区 分	定年退職	勸奨退職	その他					計
			普通退職	人事交流 (割愛)	懲戒免職	再任用 満了	死亡退職	
一般行政職	5	5		1		1	1	13
単 労 職	0	0						0
計	5	5	0	1	0	1	1	13

(注)一般行政職 …単労を除くすべての職員をいう。

単労職 …運転手、校務員等の職員をいう。

2 平成25年度三種町職員採用候補者名簿搭載試験の実施状況

(単位:人)

試験区分		採用試験 申込者数	第1次試験 受験者数	第1次試験 合格者数	最 終 合格者数	平成26年4月1日 採 用 者
上 級	一般行政	14	12	6	3	3
	単 労					
中 級	一般行政	2	2	2	1	1
	単 労					
初 級	一般行政	7	7	4	2	1
	単 労					

3 人事交流及び派遣職員(平成25年度)

派遣元	派遣先	期 間
三種町	秋田県町村電算システム共同事業組合	平成27年3月31日まで
三種町	能代山本広域市町村圏組合	平成28年3月31日まで

4 部門別職員数の動向(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	備考
		25年	26年		
一般行政部門	議会	3	3	0	
	総務	49	46	-3	事務の合理化による減
	税務	12	12	0	
	民生	34	33	-1	保育園職員退職不補充による減
	衛生	15	15	0	
	農林水産	20	21	1	業務増による
	商工	7	7	0	
	土木	19	20	1	業務増による
	小計	159	157	-2	
特別行政	教育	25	24	-1	再任用短時間職員任用による減
公営企業等 会計部門	水道	3	3	0	
	下水道	5	4	-1	建設事業終了による減
	その他	18	14	-4	業務合理化、育児休業職員復職等による減
	小計	26	21	-5	
合計		210	202	-8	

(注) 公営企業等会計部門

- 1 水道は、水道事業及び簡易水道事業職員です。
- 2 下水道は、下水道事業及び農業集落排水事業職員です。
- 3 その他は、国保事業、介護事業職員です。
- 4 教育には、教育長を含んでいません。

第2 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
平成25年度	18,414 人	11,360,719 千円	229,579 千円	1,694,336 千円	14.9 %

2 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	給与費				職員数	202
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	一人あたりの 給与費	
平成25年度	697,522 千円	95,563 千円	257,178 千円	1,050,263 千円	5,199 千円	

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の普通会計における人数です。

3 ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

区 分	三種町	県内町村平均	全国町村平均
平成25年	98.7	99.5	103.2
平成24年	98.2	99.4	103.3

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

《参考》 周辺市町村のラスパイレス指数(平成25年4月1日現在)

藤里町	八峰町	大湯村	五城目町	井川町	八郎潟町	上小阿仁村	能代市
102.9	100.3	101.0	97.0	95.0	95.5	100.5	103.5

4 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.6	315,800円	351,800円
単 労 職	47.6	266,600円	295,600円
うち校務員	48.2	266,900円	289,900円
うち運転手	37.1	※	※
うち火葬業務	47.5	※	※

(注) 1 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、住居手当、時間外手当などの諸手当の額を合計したものです。

※ 「運転手」、「火葬業務」については、職員数2名以下であり、個人が特定されるおそれがあるため公表しない。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		三種町	秋田県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円	140,100円
単 労 職	高校卒	137,200円	137,200円	—
	中学卒	129,200円	—	—

(3) 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分 / 経験年数		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	264,400円	296,700円	330,800円
	高校卒	195,500円	286,000円	309,900円
単 労 職	高校卒	—	236,800円	263,700円
	中学卒	—	—	—

(注) 経験年数は、卒業後の換算年数です。採用前に民間企業等で勤務した場合などは、その期間を換算し、採用後の経験年数に加えます。

5 級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	主管	課長・参事	課長補佐	係長 主査	主任	主事補 主事	
職員数(人)	3	17	34	70	7	18	149
構成比(%)	2.0	11.4	22.8	47.0	4.7	12.1	100.0

- (注) 1 職員数は、給与条例に基づく給料表の級区分によります。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全職種
平成25年度	職員数(人)A	210
	特別昇給した職員数(人)B	1
	比率(B/A)	0.48%

6 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

1人あたり平均支給額(25年度)	1,225 千円
平成25年度支給割合	・期末手当 2.6月分 ・勤勉手当 1.35月分
加算措置の状況 (職制上の段階、職務の等級による加算措置)	・役職加算 課長・補佐級 15% 係長級 10% 主査級 5%

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

区 分	勤続年数	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	21. 62月分	27. 025月分
	勤続25年	30. 82月分	36. 57月分
	勤続35年	43. 70月分	52. 44月分
	最高限度額	52. 44月分	52. 44月分
その他の加算措置		・定年前早期退職特例 (2~45%)	
1人あたりの平均支給額		18, 201千円	

(注) 退職手当の一人あたり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)(9人)	479, 000円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	68, 429円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	3.33%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税徴収手当	税務徴収職員	税金の徴収業務	4時間未満 400円(1日) 4時間以上 600円(1日)
ボイラー運転業務手当	ボイラー運転従事職員	ボイラーの運転業務	1日 1,000円
火葬業務手当	火葬従事職員	火葬業務	1日 1,000円

(4) 時間外勤務手当(普通会計職員)

支給実績(平成25年度決算)	15,132千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	107,319円

※選挙時間外手当を除く。

(5) その他の手当(普通会計職員)(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国との同異	支給実績(25年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外2人まで(1人につき)6,500円 ・扶養親族の要件を満たさない配偶者を有する者のその他の扶養親族の1人目 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族1人目 11,000円 ・16歳から22歳の子1人につき 5,000円加算 	同	25,733千円	189,213円 (136人)
住居手当	借家支給限度額 27,000円	同	5,629千円	216,500円 (26人)
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用 支給限度額 55,000円 ・自動車等利用 支給限度額 24,500円 	同	9,352千円	55,667円 (168人)
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・職務の級6級 月額42,000円 ・職務の級5級 月額40,000円 月額32,000円 ・職務の級4級 月額22,000円 	異	16,014千円	326,816円 (49人)
管理職員特別勤務手当	管理職支給対象職員が、臨時又は緊急の必要があり、週休日などに勤務した場合に支給1回の勤務につき8,000円(6時間を超える勤務の場合は5割加算)	同	—	—
休日勤務手当	休日法による休日などに勤務した職員に支給1時間あたりの給与額×135/100×勤務時間数	同	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に支給一時間あたりの給与額×150/100×勤務時間数	同	—	—
手当名	内容及び支給単価	国との同異	支給実績(25年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額(25年度決算)
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給勤務1回につき4,200円	同	—	—

寒冷地手当	11月から翌年3月までの間現に支給地域に在勤する職員に対して支給 ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族のない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同	12,880千円	62,524円 (206人)
-------	--	---	----------	-------------------

7 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当	寒冷地手当
町長	755,000円	2.875月分	支給方法・支給額は一般職員に同じ
副町長	560,000円	2.875月分	
教育長	513,000円	2.875月分	
議長	288,000円	2.875月分	—
副議長	255,000円	2.875月分	
議員	241,000円	2.875月分	

町長、副町長及び教育長の退職手当

町長	給料月額(755,000円) × 0.47 × 勤続月数(任期毎)
副町長	給料月額(560,000円) × 0.28 × 勤続月数(任期毎)
教育長	給料月額(513,000円) × 0.21 × 勤続月数(任期毎)

8 勤務時間その他の勤務状況

(1) 一般職の勤務時間の状況(平成26年4月1日現在)

1週間の 正規の勤 務時間	勤務時間		休憩時間	勤務を要しない休日
	始業	終業		
38時間45分	8:30	17:15	12:00~ 13:00	国民の祝日 12月31日から 翌年1月5日

(2) 特別休暇の導入状況(平成26年4月1日現在)

番号	休暇の種類	期 間
1	公民権の行使	必要と認められる期間
2	証人、鑑定人、参考人等出頭	必要と認められる期間
3	骨髄移植	必要と認められる期間
4	ボランティア	1暦年5日の範囲内
5	職員の結婚	連続する5日の範囲内
6	産前(6週間以内に出産予定である女子)	出産までの申請期間
	産後	出産の日の翌日から8週間
番号	休暇の種類	期 間
7	育児時間(1才未満の子の授乳等)	1日2回30分以内
8	妻の出産	2日の範囲内
9	妻の出産に伴う、出産に係る子または未就学児童の養育	5日の範囲内

10	子(未就学児童)の看護	1暦年5日の範囲内 (子が2人以上の場合は10日)
11	要介護者の介護等	1暦年5日の範囲内 (介護者が2人以上の場合は10日)
12	親族の死亡	配偶者、父母 連続する7日の範囲内
		子 連続する5日の範囲内
		祖父母 連続する3日の範囲内
		孫 1日
		兄弟姉妹 連続する3日の範囲内
		配偶者の父母 連続する3日の範囲内
		子の配偶者 1日
		配偶者の祖父母 1日
兄弟姉妹の配偶者 1日		
13	父母の法要等(死後15年以内に限る)	1日
14	夏季休暇	7月から9月までの期間での連続する3日の範囲内
15	地震等災害被害の復旧	7日の範囲内で必要と認められる期間
16	地震災害、交通事故による出勤困難	その都度必要と認められる期間
17	地震等災害による退勤時の危険回避	その都度必要と認められる期間

第3 分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況(平成25年度)

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない				
心身の故障			3	
職務に必要な適格性を欠く				
職制、定数の改廃等による廃職、過員				
刑事事件に関し起訴された				
その他				

2 懲戒処分の状況(平成25年度)

処 分 事 由	免職	停職	減給	戒告
法令に違反				
職務上の義務違反または職務を怠った				
全体の奉仕者にふさわしくない非行があった				1

第4 サービスの状況

1 一般職員の年次休暇の取得状況

平成25年度平均使用日数	10.8日
--------------	-------

(注)1月1日から12月31日までの全期間を在職した町長部局の一般職員の平均使用日数

2 介護休暇の取得状況

平成25年度に介護休暇を取得した職員	0人
--------------------	----

3 育児休業の取得状況

平成25年度に新たに育児休業を取得した職員とその期間

区分	育児休業承認期間							合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え1 年3月以 下	1年3月 超え1年 6月以下	1年6月 超え2年 以下	
男性								0
女性				2				2
計				2				2

第5 研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況(平成25年度)

研修名	日数	人数
市町村新規採用職員研修(前期)	5	5
市町村新規採用職員研修(後期)	3	5
市町村職員3年目職員研修	2	3
市町村職員主任級研修	2	2
市町村職員監督者級研修	2	7
県・市町村合同研修「企業と自治体財務」	2	2
県・市町村合同研修「クレーム対応」	2	1
県・市町村合同研修「住民満足とコミュニケーション」	1	2
県・市町村合同研修「実践文章力」	1	4
県・市町村合同研修「すぐに使える法制執務」	2	1
県・市町村合同研修「政策形成」	1	2
県・市町村合同研修「タイムマネジメント」	1	1
研修名	日数	人数
県・市町村合同研修「地方財政」	1	5
県・市町村合同研修「法制執務基礎」	2	2
県・市町村合同研修「マニュアル作成」	2	2
県・市町村合同研修「民法基礎」	2	2

県・市町村合同研修「メンタルヘルスⅠ」	1	10
県・市町村合同研修「メンタルヘルスⅡ」	1	2
県・市町村合同研修「リスク認識力」	1	7
県・市町村合同研修「ロジカルシンキング」	1	2
税務実務研修	2	2
秋田県市町村職員海外研修	10	1
三町連絡協議会職員研修	1	5
庁内研修「法制執務」	1	35
庁内研修「会計・契約事務」	1	50
計	50	160

2 勤務成績の評定状況

(1) 評定を実施している項目

ア	普通昇給
イ	特別昇給
ウ	勤勉手当

第6 福祉及び利益の保護の状況

1 公務災害及び通勤災害の認定件数(平成25年度)

公務災害	0件
通勤災害	1件

2 健康診断等の実施状況(平成25年度)

(1) 秋田県市町村職員共済が実施している人間ドックの利用状況

脳ドック	16人
日帰りドック	45人
1泊ドック	14人

(2) 健康診断の実施状況

職員の健康管理のため、毎年健康診断を実施しています。

受診者数	115人
------	------

3 その他福利厚生

職員衛生委員会の開催 (1回)

第7 秋田県公平委員会への要求等の状況

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況 …… 0 件
- 2 不利益処分についての不服申立の状況 …… 0 件